

國學院大學學術情報リポジトリ

中世後期濃尾地域の茶

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-03-14 キーワード (Ja): 地域茶, 在地寺院, 寺庵, 茶湯田, 茶園 キーワード (En): 作成者: 野澤, 隆一, Nozawa, Ryuichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000203

中世後期濃尾地域の茶

野澤隆一

一、はじめに

日本文化において茶の役割は重大であるが、その生産・用途・流通などに関する研究は、漸く緒に就いたばかりと言える。

中世後期の京都で言えば、贈答品の一つに茶があったことは、「師守記」「八坂神社記録」「教言卿記」「山科家礼記」「看聞日記」「蔭涼軒日録」「親元日記」「お湯殿の上の日記」「実隆公記」「官胤卿記」「鹿苑日録」「言継卿記」などで多見することができ、しかし、その供給源は、都・及びその周辺の寺院・寺庵

が一般的であり、更には、遠江・伊賀・紀伊・伊勢・美濃・尾張・近江・摂津・能登・播磨・駿河・三河・越前・河内・若狭・丹波などからもたらされる場合があるが、禁裏への伊勢からの茶を除いては何れも回数・量ともに多くはない。つまり、茶の生産や流通、領主との関係などは、全国的・具体的に解明できていないのが現状である。それは、橋本素子氏の「地域茶」の究明は、未だ全くと言ってよいほどなされていない、という指摘でも首肯できる。

各地域に実力を養い始めた権力者が登場する中世後期、地域文化の萌芽も看取できる。筆者は「中世後期若越地域の茶」(國

史學^二三三四号、二〇二二年^一で当該地域の茶の諸相を追究し、越前朝倉氏の喫茶文化の基層の一つに、地域茶があったことを述べたが、同様なことが他地域でも確認できるのではなからうか。そこで本稿では都にも程近い美濃と尾張を祖上にあげ、先ずは茶の生産を明らかにし、領主の対応、用途、商品化について検討する。

美濃国は守護土岐氏、守護代斎藤氏を中心とした高度な文化圏^②として知られるし、尾張国には織田氏、とりわけ文武両道の清洲守護代織田敏定や活発な教学活動を展開した真福寺や万徳寺の存在があるにもかかわらず、茶生産などに関する研究は、皆無と言ってよろしい。本稿では、『岐阜県史』や『愛知県史』などの恩恵を踏まえて、当該地域の茶の諸相を論じ、最終的には茶という狭い切り口ながら、中世後期の濃尾地域の領主・在地寺院・領民をつなぐ新たな社会像を探るものである。

二、美濃の茶

美濃の茶は後述するが都にも進上されている。そこで先ず、茶園の存在や栽培形態を確認しておく。

【A】「濃之大雄有茶園、石井子焙之、贈新芽七十包^二」

【B】「寄進申錦織之内國重半名之事 合壹所者、坪、田、かりや戸西道、此内茶山在、畠者、尉垣内東道^一」

【C】「觀侍者屋敷、西ハ枝折より外の茶園迄、南ハ横道まで、北ハ藪まで^一」「御茶園之所、寺内壹町六段令^二并進^一候、相違有間敷之状如^レ件^一」

【D】「寄進申畠并茶園之事 合畠三ヶ所者、在坪、見^二于本券^一、并茶園壹所、(中略) 茶園者、爲^二光素菩提^一也、斯園ハ安國寺領にて候、私引得候田地之内ニテ、公方年貢沙汰仕候間、不^レ可有^二諸公事^一候^一」

【E】「當寺茶園畑貳拾七石六斗餘、爲^二寺領^一申付候、并谷中山林共遺候上者、末代不^レ可有^二相違^一候^一」

【F】「屋敷之替として、春日の東といほり并おもての茶ゑん遣候て、永代諸中へ年貢共に令^二免除^一候^一」

【G】「一樹木并茶園違乱有^レ之間敷事^一」

【H】「武儀郡板取村(中略) 一茶畑 拾參取^一」

【I】「大龍寺中并寮舎共、年貢合壹石七斗七升四合、此外藪・山林竹木・茶園等、菓實共、如^二先々^一、令^二寄附^一之條、可^レ得其意者也^一」

【A】は東福寺内靈隱軒主太極の『碧山日録』寛正三(一四六二)年五月一日条である。太極は前年の十二月に現関市南春日町の

春日社別当寺大雄寺再興のために美濃に下向した。その時に「石井子之宅」で既に茶接待を受けているが（同寛正二年十二月十二日条）、大雄寺再興の礼として大雄寺茶園の新茶が贈られたのであろう。なお「石井子焙_レ之」とあって、現地の有力者の「石井」が製茶したものが届けられた。

【B】は応仁二（一四六八）年九月十七日付不二庵宛古田民部丞正次名田畠寄進状案（「大仙寺文書」「岐阜県史料編」古代中世一、以後『岐史』一一九六五頁）である。『岐阜県の地名』（日本歴史地名大系21、以下同）六九八頁）によれば、現加茂郡八百津町の臨濟宗大仙寺は、古田彦右衛門信正が不二庵を建立したことに始まり、美濃守護土岐政房の祈願所となったとするが、その大仙寺には、「茶山」が寄進されていたのである。なお「茶山」とは、茶が植えられている程度遮光される里山のような地域と思われる。

【C】は文明十三（一四八一）年十二月二十一日付善恵寺敷地并山林注文（「善恵寺文書」「大日本史料」第八編之十三）九六〇頁）と天正三（一五七五）年五月二十七日付細目善恵寺宛直勝判物（「善恵寺文書」「岐史」一一九五・八頁。なお、後者を『岐阜県史』は寄進判物とするが、東京大学史料編纂所写真帳で確認すると「寄進」ではなく「弁進」と読める）であ

る。善恵寺は加茂郡八百津町の浄土宗の古刹で、享徳年中（一四五二年～五五）には塔頭八十坊を有する大寺であったという。後土御門天皇より勅願寺の論旨、美濃守護代齋藤妙椿、森長可よりの保護を得ている。前者の注文写は、善恵寺領内の寺庵をはじめとする多くの施設などの四至を示した内容だが、その中の寺庵僧と思われる「觀侍者」の屋敷内に茶園が含まれていたことは確実である。更に、後者はその九十四年後の判物であるが、かなり広い寺内茶園を想定できる。なお、当寺は美濃の石臼寺とも称され、参道や境内に六百余の石臼が敷き詰められているという（『岐阜県の地名』六九九頁）。盛んな製茶作業の様子を想像することができよう。

【D】は永正八（一五一一）年三月十四日付龍徳寺侍衣禪師宛玉池院光素畠地寄進状案（「龍徳寺文書」「岐史」一一四〇七頁）である。龍徳寺は揖斐郡池田町の臨濟宗寺院で、多くの文書群を所蔵していることで知られる。揭示したように、この茶園は寄進者光素（龍徳寺の寺庵僧カ）が自身の生前菩提供養のために龍徳寺に寄進したもので、抑も光素が買得などで得た安國寺内の田地内茶園（畦畔茶園であろう）であった。

【E】は天正十九（一五九二）年十月十一日付巨溪寺宛森忠政判物（「永保寺文書」「岐史」一一〇三二頁）である。山號

をとって虎(巨)溪寺とも称した臨濟宗虎溪山永保寺は、現多治見市虎溪山町にある夢窓疎石の創建ともされる名刹である。当寺は、三月二十七日付本元上人御房宛光明天皇綸旨(「永保寺文書」『岐史』一一〇二七頁)で祈願所となり、室町幕府からも寺領が認められていたが、ここに金山城主森忠政より茶園を含む島地が石高に結ばれて安堵されたのである。なお、『岐阜県の地名』(七七五頁)には「現山吹町辺りにあった茶園も明治まで続き、虎溪山茶とよばれて特産物となった(美濃雑事紀)」と記されている。

【F】は慶長六(一六〇二)年七月二十日付法花寺宛大島雲八光義判物写(「大雲寺文書」『岐史』補遺一一五二頁)である。発給者の大島雲八は信長・秀吉の弓大将となり、関ヶ原合戦後は、美濃武儀郡や摂津武庫郡などで一万八千石を領した。法花寺は不明。所蔵の大雲寺は『岐史』補遺「解説と解題」一七頁)では、臨濟宗妙心寺派の寺院とする。そこで『岐阜県の地名』(五九八頁)を見ると「領主迫間大島家の菩提寺で、光俊を開基とすることから元和年間(一六一五―二四年)頃の創建」と記す関市迫間村臨濟宗妙心寺派大雲寺がある。但し、関市には元大島光義重臣の日昌が、大島氏の菩提寺として慶長六年頃に創建した日蓮本宗大雲寺(現関市安桜山と観音山の鞍部下)も

ある(『岐阜県の地名』五八三頁)。以上から、慶長六年に寺領整理が行なわれ、法花寺は、日蓮本宗大雲寺から「屋敷之替として」近隣である【A】の春日神社の東の地と庵・茶園を大島雲八から与えられ、独立した寺院(後の臨濟宗妙心寺派大雲寺)と推測しておく。

【G】は慶長六年十一月二十一日付東光寺侍者宛西尾光教捷書(「東光寺文書」『岐史』一一二八六頁)である。東光寺は現揖斐郡揖斐川町小野村にある臨濟宗寺院である。西尾光教は信長家臣から秀吉家臣に転じ、関ヶ原合戦後に美濃で知行を得て揖斐城主となった。【E】【F】に看取されるように、茶園を含む寺領内環境を領主が保護した政策として位置付けられる。

【H】は慶長十五年八月二十二日付平岡良和・和田恆成・鈴木左馬助連署状(「長屋文書」『岐史』一一七三九頁)である。武儀郡の最北端、越前国に接する山岳地帯の板取村は、関ヶ原合戦後に幕領になったので、平岡以下三名は幕府代官であろう。なお、江戸時代後期の「濃州徇行記」では「農間余業品の茶は加賀国へ送り、糸・紙は上有知(現美濃市)へ売出し、それぞれ年間約一五〇両」とある(『岐阜県の地名』五七一頁)。また、加茂郡上田村の同年月日付同三人連判年貢申付状(「今井文書」『岐史』補遺一二〇二頁)にも「茶畑 拾取」と茶が同じく取

高に結ばれている。現加茂郡白川町上田村は、飛騨川支流赤川右岸の高原に位置している。

【I】は年末詳十月十七日付須綱宗兵衛・多田彦左衛門宛加藤左衛門尉光長（貞泰）寺領寄進状（「大龍寺文書」『岐史』一—一〇七頁）である。岐阜市粟野の大龍寺は、寺伝では文亀二（一五〇二）年に土岐氏の外護で禪宗となり、慶長年間に淳岩玄朴が再興したとする（『岐阜県の地名』五〇七頁）。加藤光長は、美濃国多芸郡の齋藤龍興家臣から秀吉に仕えた加藤光泰の子である。文祿三（一五九四）年に美濃国黒野城主となる。宛所の須綱・多田の兩名は現地代官であろうか。「藪・山林竹木」と共に茶園、果実も以前同様に寺領として保障されている。

以上のように、美濃国では少なくとも十五世紀後半から、寺領内外で茶園が確認できるのであるが、その栽培形態は善恵寺の大規模な茶園であったり、茶山の茶であったり、屋敷内茶園であったり、田島に付属するような畦畔茶園であったり様々である。なお、【H】のような山間地や高原の村落内茶は漸次、一部は取高に結ばれて茶年貢化の方向に進んだようである。次いで、生産された美濃茶の用途に関して考察する。

武儀郡武芸川町谷口の清水山（現汾陽寺山）南麗の臨濟宗汾陽寺には、清水山を安堵する細川勝元の花押の見える足利將軍

家御教書⁸⁾など多くの中世文書が所蔵されている。その中に汾陽寺からの茶の恵送に関する礼状が数点確認できる。

殿様御進上之枝柿召披露申候處、懇相意得可申由候、隨而私へ御茶送被_レ下畏存候、爰許御用事候者、可_レ蒙_レ仰候、恐々謹言、

五月十三日
丹羽五郎左衛門尉
長秀（花押）

汾陽寺納所
御返報⁹⁾

丹羽長秀が、信長への枝柿披露と茶の恵送に対する礼を述べた書状であり、この他にも汾陽寺宛の私的人格の強い無年号書状形式の茶拝領の礼状が、齋藤左近大夫道三、原安房守光隆・同紀伊守光廣、井戸才介将元、毛利長秀、某安次、中村又五郎家信から出されている。「抹茶拝受」とある齋藤左近大夫道三書状は、在陣中に汾陽寺から茶が贈られた内容であり、「道三」を称した天文十九年以降のものかと思われる。原光隆・同光廣は齋藤義龍家臣、井戸将元は齋藤義龍家臣から信長の馬廻りとなる。毛利長秀も齋藤義龍家臣から信長家臣を経て秀吉麾下となる。安次と中村又五郎家信は未詳。なお、安次書状には「仍恆例茶甘袋被_レ進_レ之候」とあって茶の贈与が恒例化していたこ

とがわかる。

右のことから汾陽寺の茶が多方面への贈答用に使用されていたのであるが、茶園については「一岩村之山田孫六前より茶畠壹所買得候」とある正月二十一日付齋藤右衛門尉利賢宛汾陽寺條書案が遺っている。「岩村」は汾陽寺南方約6kmの現岐阜市山県岩付近とされるので、飛び地の茶畠を買得したようである。

また、二月二十六日付汾陽寺侍者禪師宛長井越中守長弘書状¹²の冒頭に「舊冬者、大茶坑被^レ懸^レ御意候、一段見事候間、畏入候」と記され、汾陽寺が見事な茶道具を所持していたことがわかる。贈答用にできる上質の茶、見事な茶器の存在から、汾陽寺の高度な喫茶文化を予想することができる。

こうした美濃茶は都にもたらされている。例えば『山科家礼記』には、「ミの、こひくにんそうちん上、ミやけちや十あり」（寛正四（一四六三）年六月九日条）「ミのより人夫一人上候、ほしいい・ちや」（同年六月二十九日条）「ミの、ちや廿袋本所、卅袋^{濟藤}五郎右衛門尉とる」（同年六月三十日条）「ミの、百姓わた弥四郎二百文、とくみつ二郎さへもん茶十袋く
ふるまう」（文明四（一四七二）年五月二十五日条）とある。何れも五六月であり新茶土産の可能性がある。また、寛正四年と文明四年のみであり恒常的な納入ではない。「鯉公

人そうちん」が土産として茶を持参しているが、内蔵寮を世襲する山科家であったので鯉公人が出入りしていたのであろう。

後者は、寛正四年六月二十九日と三十日で連続しているので、美濃の人夫が持ってきた茶が本所（山科言国）と齋藤五郎右衛門尉（文安四（一四四七）年の室町幕府奉行人に齋藤五郎右衛門尉利世がいる）に振り分けられて贈られたのであろうが、鯉公人や人夫が入手出来る程、美濃茶は流通していたとも言える。

最後の「とくみつ二郎さへもん」の「徳光」は現大垣市静里町にあり、康応元（一三八九）年には「山科御影堂領美濃国尼寺庄内得満久得郷」と記されて山科家の知行が認められている。事実、徳光から山科家に対して応永十二（一四〇五）年十二月十八日には「カケ綿四十一目」、同十三年七月二十九日には「年貢且八貫文」、同年十二月二十三日には「懸綿年貢物也、六十目アリ、糸ハ廿八文目アリ」などと記されている（何れも『教言卿記』）。更に、長禄元（一四五七）年十二月四日には「御年貢一貫六十五文わた一ハ代此内六十五文めとくみつ衛門二郎出、かけわた」、同年月二十三日には「一、ミのより又さへもん上候也、上物注文」の中に「三百十文徳光かけいと、此方分廿二文め」とある（何れも『山科家礼記』）。即ち、上納すべき年貢分として綿や糸はあるものの、茶は入っておらないことが

ら、徳光二郎左衛門の持参した茶は、やはり贈答品としての性格とみてよろしい。

『看聞御記』永享五(一四三三)年十月二十一日条には「濃州慶雲寺僧季東、茶五十袋進^レ之」と記す。残念ながら慶雲寺は未詳であるが、鎌倉時代の山茶碗の窯跡があることで知られる土岐郡笠原村に臨濟宗深雲寺がある。

『親長卿記』明応二(一四九三)年六月十四日条には「自濃州〔 〕法師、進上之物、御茶百袋、干飯二十袋、團扇二本、林下(杉原カ)百帖、執進上^レ」とある。未読部分を『岐阜市史料編古代・中世』(六一三頁)や『大垣市史料編古代・中世』(七二六頁)では「持是院カ」とする。仮に「持是院」ととれば、齋藤妙椿の甥の齋藤妙純(利国)となる。一方、茶の進上を受けた甘露寺親長は、この翌日に権大納言を辞し、八月二十七日に出家する。七十歳であった。慰労の贈答の茶であろうか。因みに親長の妻と齋藤妙純の妻・息女は親戚関係にある(『親長卿記』文明十五年九月十七日条)。

次に「御湯殿の上の日記」にも美濃茶納入の記載がある。

・「みの、御きくわん所^(折頭)より御ちや百ふくろまいる」(文明九(一四七七)年十月九日条)

・「みの、く^(冬良)にの御きくわん所よりとて一條殿より御ちや百ま

いる」(同十三年十二月十九日条)

・「みの、御きくわん所より年々の御ちやまいる」(同十四年十二月十五日条)

・「一條殿よりみの、御きくわん所よりの御くはんしゆ、御ちやまいる」(同十七年十二月二十三日条)

美濃の御祈願所から時に一条冬良を介して禁裏に茶が納められている。右の文明九年から十七年は、後土御門天皇の御代であり、【C】の善恵寺が後土御門天皇より勅願寺の綸旨を得ていることから同寺よりの納入である可能性がある。また、「年々の御ちや」とあるので、ある程度は定期的な上納(文明九年以外は歳暮的な性格か)であったことがわかる。一条冬良がなぜ仲介的役割をしたのかは確証がないが、善恵寺に齋藤妙椿が院主であったと思われる持是院があること、一条兼良が文明五年の美濃下向に際して善恵寺持是院妙椿の歓待を受けていること、こうしたことから一条兼良―齋藤妙椿―勅願所善恵寺の關係がうかがわれる。加えて一条氏の名前の見える文明十三年は、兼良が死去(四月二日)して冬良が一条家当主の地位に就いた年である。以上から一条冬良が、父兼良と善恵寺との縁を抛り所として、一条家当主の立場で祈願所よりの茶を徴納したものと推測しておく。

禅宗では菩提を弔う際には奠茶がおこなわれる。山県郡高富町大桑にある南泉寺は、背後の丘陵地を越えると美濃守護土岐頼芸の館があった大桑市洞に位置する臨済宗寺院である。開山は永正十四（一五一七）年に土岐頼純が岐阜崇福寺から仁岫宗寿を招いたことに始まるとする土岐氏の菩提寺として知られる。その南泉寺に仁岫宗寿の語録¹⁵が遺されており、法事における香語が収載されている。そこには被供養者の法名・施主・法会実施日などが記されているが、確認できる十六の香語の内十五の香語に「虔備香花燈燭茶菓珍饈之儀」のような一文がみえる。このことから香語をとまなう法会では、一般的に奠茶がおこなわれていたものと考えられる。従って、特に禅宗寺院では多くの茶の需要が見込まれたであろう。

以上の様に、美濃茶は贈答用やとりわけ禅宗寺院では儀式用としても用いられたが、茶屋のような接待の場でも消費されていた。茶屋に関しては先学の業績があり、例えば橋本素子氏は、茶屋が参詣者を取り込むために発生した施設とし、同時に庶民が直接喫茶文化を受容できる場と位置付ける。

美濃の茶屋としては、文明五（一四七三）年に一条兼良が美濃に下向するが、この時に不破関を通過し現関ヶ原町の野上の茶屋を経て、垂井宿に到着したことが「ふじ河の記」に見え

る¹⁶。また、表紙裏書に「明応九（一五〇〇）年の勘定状此分也」とある多藝莊椿井郷公田年貢銭帳¹⁷があるが、その中に「一拾五文 茶屋分大豆代」「五十文 茶屋分 智積坊引得」などと記され、茶屋分が年貢から差し引かれているようであり、椿井郷中に茶屋があった可能性がある。

時代は下つて子（慶長五（一六〇〇）年十月三十日付後藤内藏宛富田伊豆守條書¹⁸に「一從郷中」、ひき茶・にこり酒二ても取申間敷候、其外ハ不_レ及_レ申候事」とある。典拠の「後藤文書」の後藤家は、『岐阜県史史料編古代中世補遺』（解説と解題）一〇頁）によれば「山県郡三輪村の庄屋の家筋で、（中略）関ヶ原戦後、代官富田伊豆守や栗原盛清から、徳川家康の蔵入り地となった三輪村とその周辺の所務を任されている」と書かれている。この史料は、幕領三輪村（現岐阜市）に対する代官側と村落側の年貢徴収時に際しての取り決め（冒頭に「覚」と記す）を内容とする條書である。例えば、この一文の後には「郷中にてめしの事、な汁・わり大根にて、小者一人つゝ、二て、ありき可_レ被_レ申候事」とあって、現地調査に当たつての小者の従来どおりの食事を定めてあり、当該部分も「ひき茶」や「にこり酒」の役人への接待不要を決めた条文と解しておく。何れにせよ、酒・茶が役人への接待に用いられる蓋然性があるからこそ記さ

れたのであり、また、村落内での自家製の挽き茶やにがり酒の生産、更には領民と喫茶の風習の接点を示す証左となるものであろう。

三、尾張の茶

尾張でも同様に茶の生産がなされていた。

【J】「如意庵領当国破田公事茶事、先々不_レ被_レ致_二其沙汰_一云々、然者可_レ被_レ止_二催促_一之由也」

【K】「永代曼陀羅寺祠堂へ売渡申下地之事 合三段 但坪本ハ五郎衛門分之内、四名之八幡之西北 茶木有、北ハ畠境、又東ニモ茶木有」

【L】「上 きつねつか茶木畠 一反三畝十歩 一石六斗〔異世〕「今ハ手作」おりつノ与七郎」

【J】は応永三十五（一四二八）年閏三月二十三日付織田勘解由左衛門（教長）宛尾張守護代織田常松書状案（「大徳寺文書」『愛知県史資料編』、以後『愛資』9―157頁）である。大徳寺如意庵領葉栗郡松枝莊破田郷（わろぐ）には抑も公事茶の賦課はなかった。しかし、催促する在地勢力が現われたので、当書状の尾張守護代織田常松（尾張守護代は守護補佐のため原則在京）

が、「公事茶」催促を禁止する命令を織田勘解由左衛門（尾張守護又代の織田朝長（後に教長））に発して治安維持に努めたのである。加えて、この三年後の永享三年三月十一日には尾張守護代織田淳広が柏尾十郎左衛門入道・岡三郎左衛門尉に対して次のように申し送っている。「如意庵領破田公事茶事、先々無_二其沙汰_一処、当年始被_二被_レ持懸_一云々、至_二去年_一まで無_二其例_一者、可_レ被_レ止_二催促_一」。茶に対する需要が伸長したせいか、「公事茶」と称して催促が続いていたようであるが、催促は前例のないことであり茶役は否定された。儀礼や贈答、接待などに利用されていたであろう大徳寺如意庵領葉栗郡松枝莊破田郷の茶は、守護代勢力によって保護されたのである。

【K】は天文八（一五三九）年十月七日付曼陀羅寺祠堂宛藤左衛門吉定売券写（「曼陀羅寺文書」『愛資』10―156頁）である。茶木のあった曼陀羅寺は、現江南市前飛保にある元徳元（一三二九）年創建の浄土宗寺院で、天文十年三月二十五日には後奈良天皇より勅願寺とする諭旨を得ている。なお、弘治三（一五五七）年三月二十一日付曼陀羅寺常住宛僧惠洞寄進状（註）の寄進物の内容に、「クワンス 一ツ 茶所アシヤ也 茶ツポ 一ツ 関ノ竹林房也 茶ウス 一ツ 大安寺柏書記也」とある。「クワンス（茶釜） 一ツ 茶所アシヤ也」から筑前芦屋

津で作製された芦屋釜〔角川茶道大辞典〕三六頁参照〕と関の竹林房の茶壺、そして大安寺柏書記の茶臼が寄進されたことになり、寺内で製茶がなされていたことが想像される。

【L】は文禄五（一五九六）年三月吉日付尾張国万徳寺領田畠帳〔万徳寺文書〕『愛資』13―15六二頁〕の一筆である。現稲沢市長野町にある鎌倉時代に再興されたという万徳寺は、尾張の真言宗教学寺院として知られる。本帳は、前年十二月五日に秀吉からの「長野村之内五拾参石令寄附畢」を受けて作成されたものとみられ、田品・小字名・地積・石高・作人が記載されるが、小字名の下に「茶木畠」とあることで、万徳寺は長野村において茶木をとまう五十三石余の土地を安堵されたことがわかる。なお織田信雄分限帳（天正十四年（一五八六）以前の大永・享禄期（一五二一―三二年）の万徳寺寺領帳や後掲【Q】の天正十年九月十五日付尾張国万徳寺領年貢帳写には茶園や茶木は確認できない（但し【Q】には後述するが茶湯田の寄進が加えられている）。

こうした茶はどのように用いられていたのであろうか。前章「美濃の茶」で明らかにしたように、贈答品や儀礼、接待などに使用されたものと考えられる。

そこで、一宮市大和町の臨濟宗妙興寺の例をあげておく。同

寺は、足利義詮・後光厳天皇より祈願所、貞治三（一二三六）年には諸山に列せられた大寺であるが、その妙興寺に応永二十一（一四一四）年四月日付開山仏事用途請下行帳があり、
 「五十文 茶出器五ヶ代」百二文 茶筌廿八ヶ」と記載される。仏事用途のため茶道具を購入しており、茶が仏教儀礼として消費された可能性がある。なお、同寺前任持慶甫宗誕の位牌銘（台座裏）には「月忌茶湯年忌」と記され、月命日や祥月命日に茶が供えられていた。

一方、右の妙興寺から蔭涼軒亀泉集証のもとに茶三十袋が贈られている（蔭涼軒日録「長享元（一四八七）年十二月十二日条」。

〔（依徐綱）〕
 等持寺来云、自尾州妙興寺、以連署白云、彼寺依闕乏欠住持、雖_レ然致御祈禱_{（依月）}在所也、無住持、焼失者如何、以鹿苑蔭涼命、前住子儼西堂再任事被_{（依月）}仰下者、寺家為大幸、茶州袋恵之、愚云、其分調返章可_レ進貴寺、（下略）
 等持寺の景徐周麟が、妙興寺住持として前任持の咲月子儼の再任を蔭涼軒亀泉集証に要請し、亀泉集証が了承した内容である。妙興寺からはこの要請に際して亀泉集証に茶三十袋が贈られたのである。なお、「蔭涼軒日録」にはこの後に翌日付妙興寺紀綱看寮禪師宛の「返章」の写が記載されており、「袖書云、

御茶三十包拝領、賞翫至無極一候」と恵与に対する礼が述べられた。贈答用として尾張の茶が京上されていたのである。

尾張国中嶋郡長岡莊河東西方郷（南北朝期は大須莊）内の真言宗寺院真福寺は、美濃守護土岐頼遠や後村上天皇から祈禱を命じられており、先の万徳寺とともに尾張国内の真言宗教学寺院として重要な大寺である。その「真福寺文書」の中に永正十三（一五一六）年三月二十一日「権大僧都法印政覚記」とする「真福寺開山以来之目録」がある。内容としては年中行事と寺領目録を記録した冊子であるが、年中行事の部分（三月に相当）に「一代官へ懸茶之事、以上三十袋ナリ、フクロノツキメニ真福寺ト書也」と記されている。また、最後には「公方への懸茶之御座之時之本也、茶袋之本廿袋也、懸茶之事、昔ヨリ如張面仕候へ共、今ハ新八御代ヨリ寺中之エンラアヲタメ、茶ヲ被三石置候間、懸茶不仕候、前々のことく二候ハ、懸茶之沙汰可仕者也」とある。この懸茶については橋本素子氏が「播磨国・和泉国では、守護役の賦課は寺庵に対する「懸茶」という形で行われた」と述べている。真福寺にも八つの寺庵があつて、この寺領目録で惣寺領七町二反半を九分して各寺庵が圖で選り取り、新たに八つの寺庵領を再編成した（目録の最後の「新八御代」とはこのことを指しているのか）ことがわかる

のであるが、新茶の時期に各寺庵が単位となつて、代官へは継目に「真福寺」と書かれた三十袋・公方へは二十袋の茶が用意されるのである。その納入先の「代官」や「公方」については特定できない。例えば、大須莊は近衛家領であつたが、年貢納入記録は明応元（一四九二）年七月二十三日の新任代官森帯刀から任料二貫文、請負年貢一貫文が納められたのが唯一という（『雑事要録』『雑々記』『愛知県史通史編2』一三八一頁）。また、当時の尾張守護は斯波義達であつたが、この目録が記された年の八月に引間城で今川氏親に敗れ、義達は出家して尾張に送り届けられている（『宗長手記』『宇津山記』）。以後、斯波氏が率いる軍事行動は、尾張国内でも確認できない（『愛知県史通史編3』一七頁）。既に守護の権威や実力は失墜しており、「懸茶不仕候」となつてしまつたのであろうか。以上を勘案すれば、真福寺では基本的には莊園領主や守護への「懸茶」が、開山以来密教僧能信により寺庵を単位として用意されたが、既に戦国期には領主への献上はなされていない状況にあつたものと一先ず推測しておく。

尾張国でも茶屋（茶所）はあつたであろう。例えば、木曾三川の河口に位置する津島社に茶屋が確認できる。天正十八年以來、津島社家が同社社主を訴える事件が発生したが、その社主

水室勝長が「一天王之材木屋敷と申ハ近年茶屋をたて申候、今度御造営を被^レ仰付^レ候間、則作事所に仕候、是以違乱如何候之事」と陳述している。やはり寺社では、参詣者などへの接待用として茶屋が設けられ、茶が消費されていたのである。次に、商品としての茶の流通に迫ってみる。

四、茶の商品化

濃尾地域でも、菩提供養などでの茶の購入費用とするために、茶湯田の寄進をする事例を掲出することができる。

【M】「奉^レ寄附^レ田地之事 合壹段半者、在坪、般若畠之東、斗代壹石六斗、升ハ當庄之納也、此外料足貳百文、右彼田地ハ、親ニ候爲^レ宗韓菩提、寄附仕候處、(中略)可有^レ宗韓御茶湯候」

【N】「爲^レ宗陽彌三郎茶湯田、御門前ニ御座候居屋敷壹所致^レ寄進候」

【O】「我々にゆつり給候田畠之事 親子三人のために、(同敷)に入候、合貳段半者、壹段、有坪屋敷、壹段半、有坪六町田方、右ようく^(同敷)田畠あるによつて、したう^(同敷)ニ入申所實正也、(中略)右分親子三人のためにしたう^(同敷)ニ入申候、めいにち^(同敷)、

りやうくちやとふさせられ候て、可^レ被^レ下候」

【P】「奉^レ寄^レ進祠堂之事 合百廿五文成、有坪、白鳥之西、神戸かい道之内東也、右寄進申處實正也、穎首座買得之田地之儀候間、(中略)茶湯御沙汰候て可^レ被^レ下候」

【Q】(表紙略)

八斗代 公方安井藤市殿 小池ノ
一段 年貢四百代 小作前七郎衛門尉
坪町田西のはし三番目

本反錢七十文 「天正二甲戌日記四斗三升納云々」(異筆)
新反錢廿文

為^レ茶湯之不動院寄進

(異筆略)

八斗代 公方安井藤市殿 正明寺之
一段 年貢五百代 小作与七郎
坪町田ひかしのはし

本反錢七十文 「天正二乎、前ニ見ユ、甲戌四斗八升納ル」(異筆)
新反錢廿文

為^レ茶湯之常林寄進

八斗代 公方安井藤市殿 正明寺之
一段 年貢四百代 小作小七郎
坪町田にのほし

本反錢七十文 「天正二年、甲戌日記三斗八升納ル」(異筆)
新反錢廿文

為「茶湯之常照寄進

(下略)

【M】は大永元(一五二二)年七月五日付龍徳寺方丈宛國枝與三右兵衛尉宗龍田地寄進狀(「龍徳寺文書」「岐史」一四二二頁)である。既に【D】で掲出した龍徳寺は、揖斐郡池田町の臨濟宗寺院で、「同寺縁起に文明年中国枝大和守正助が禪宗に帰依して、父一源のため同寺を再興し悟溪國師を招いて開山としたとある」(「岐阜県史通史編中世」一九二頁)。当寄進狀は、國枝宗龍が親である宗韓の菩提供養のために一段半の田地を寄進したもので、具体的には献茶の費用に充てることとなつてゐる。なお、國枝宗龍は三十二年後の天文二十二年八月十三日に田地二カ所を「心源宗本禪定門」「紹金童子」の供養(國枝大和入道宗龍寄進狀)として、四十六年後の永祿十年四月十五日に「井そえ壹段」地を「我ほたいのため」(國枝宗龍寄進狀)に、それぞれ龍徳寺に寄進している。なお、前者の「心源宗本禪定門」の供養は、親の國枝宗韓の三十三回忌法要である。

【N】は天文二十二年(一五五三)年六月三日付龍徳寺祠堂御奉行中宛末松七郎左衛門尉秀光書狀(「龍徳寺文書」「岐史」一四四四頁)である。末松氏も國枝氏同様、龍徳寺に田畠を寄進しており有力な檀那と言へる。『岐史』(一一)「解説と解題」

二六頁)では「末松氏は國枝氏の系図によれば國枝氏の被官」とある。当書狀により、宗陽彌三郎(末松一族であるう)の茶湯田として門前居屋敷が寄進されたことがわかる。

【O】は天正四(一五七六)年四月十一日付西庄立政寺宛しんしゆ外二名連署田畠寄進狀(「立政寺文書」「岐史」一六一頁)である。岐阜市西莊の立政寺は、開基を智通光居士文和三(一三五四)年に建立された浄土宗寺院である。後小松天皇・後土御門天皇・後柏原天皇・後奈良天皇より御祈禱所の繪旨を得ている。この寄進狀は「そうらう・しやう・しんしゆ」三名の寄進狀であるが、文中に親子三人のために祠堂に寄進すると書かれてゐるので、この三名は親子で生前に自分らの命日に茶を捧げるように願つて田畠を寄進したことがわかる。このように平仮名表記で名のみ一般的な領民たちでも、檀家として献茶菩提供養を求めていたのである。

【P】は天正八年八月五日付龍徳寺御役者中宛祖芳寄進狀(「龍徳寺文書」「岐史」一四四五頁)である。穎首座の買得田を祖芳が茶湯田として寄進した内容である。穎首座の菩提を弔うために龍徳寺に寄進した可能性がある。

【Q】は天正十年九月十五日付万徳寺領年貢帳写(「万徳寺文書」「愛資」12—16—17頁)内の三筆である(万徳寺に関し

ては【L】で触れた。この帳は、本能寺の変後の織田信雄入部時に作成されたもので、大永・享禄期(一五二一～三二年)の寺領帳に買得地や寄進地を加えて、基本的に安堵した内容となつている。三筆は何れも「町田」内の八斗代一段の地で、安井藤市に公方年貢四・五百代が納入され、また本・新段銭計九十文が賦課されている寄進地である。安井藤市は未詳であるが、織田信雄から尾張で土地を与えられた安井将監秀勝³⁸⁾がおり、その一族の可能性がある。この土地が万徳寺領となつたのは、不動院・常林・常照が茶湯領として寄進したからであるが、不動院については異筆略の部分に、「考ニ此ノ不動院ハ当寺々家乎」とあつて万徳寺寺家、常林・常照は寺僧であろうか。寺庵や寺庵僧が本寺(万徳寺)の茶の購入のために寄進した三筆と理解しておく。

右のように濃尾地域では仏事勤行のために茶湯田畠が寄進されておき、そこからの収益が茶の買得費用に充用されていたものと思われることから、その前提として茶が商品化して売買されていたことが推測できよう。加えて、左の「龍徳寺文書」の「茶代」の記載からも茶の商品化がうかがわれる。

【R】「前欠」十月一日祠堂方 納(中略) 廿文 茶之代」

【S】①「九十壹文 内五文茶台³⁹⁾ 三文紙 十七文路銭 六文

酒^(編排手見通) 伊与殿礼義時 茶之代」②「九十三文 一斤半 内一斤ハ不破殿礼 半ハ切々用、茶之代」③「八十式文 三斤 茶之代」

【R】は天文年間九月晦日付龍徳寺祠堂方算用状(断簡)(龍徳寺文書)『岐史』一一三九一頁)である。祠堂方に納められた分(納)と支出分(同行)に分けて書かれており、この部分は「納」であるので茶代として二十文が納められた(所有している茶湯田からの納入かもしれない)のである。茶が商品として貨幣経済につながっていることを示唆しよう。

【S】は養源院納下帳(「龍徳寺文書」『愛資』14頁一〇九〇二頁、なお、『愛資』は「池田恒興と稲葉良通の没年から、天正十一年から十六年のものと思われる」とする)である。龍徳寺は、慶長六(一六〇二)年十一月十五日付御奉行宛龍徳寺申状写³⁹⁾で、「美濃國池田郡之内本郷庄雲門山龍徳寺者、稲葉一鐵(良通)先祖之位牌所ニて御座候」とあり稲葉家の位牌所となつており、養源院は龍徳寺の塔頭と考えられる。この帳簿は、【R】の龍徳寺祠堂方算用状と同じく「納」と「同行」(月ごとにまとめられている)に分かれているので、養源院祠堂方算用状としてよろしい。①は正月分の茶代として九十一文を支出している。「伊与殿礼義時」とあるので、檀家である

稲葉良通を訪ねた際の諸費用を含めて茶代九十一文としてまとめられた。②は二月分で茶代九十三文（茶一斤半分）の下行である。不破殿への茶礼で一斤、半斤は折々の使用である。なお、「不破殿」はわからないが、年末詳八月八日付龍徳寺宛不破河内守光治禁制書状⁽¹⁰⁾があるので同人の可能性もあろう。③は四月分で八十二文、三斤分の茶代である。時期的に新茶を購入したのであろう。このように龍徳寺は、菩提供養のための茶園（D）のみならず、茶湯田の寄進（M）も受けており、貨幣経済と結びついた茶の購入費用が捻出されていたものと思われる。

五、領民と茶

茶園の維持・管理、摘茶、製茶などには多くの労力が必要であらう。その中心に位置していたのが寺庵である。既に寺庵を単位とする寺院内茶園⁽¹¹⁾の存在が指摘されており、領民を巻き込んだ寺庵僧を中心とする茶生産が推測される。例えば、美濃国（現関市）臨濟宗梅龍寺の「永祿沙汰」（『岐史』二一一三〇頁）中の数え唄七番目には「七マカリ寺二満ツルハ諸寺庵ノ禮錢ヒキ茶カミヤクシ」とある。数え唄という性格から領民たちの声が聞こえてくるようである。

小歌を集めた「閑吟集」（永正十五年成立、『新日本古典文学大系56』一九九頁、一九九三年）には「新茶の若立ち摘みつ摘まれつ挽いつ振られつ それこそ若ひ時の花かよなふ」とあり、庶民が摘茶・挽茶、焙炉での製茶作業にかかわっていたことが知られる。室町幕府執事伊勢貞孝の家臣で政所代を務めた蜷川親俊が世間の出来事を記したとされる「御状引付裏文書」（『中世政治社会思想』下―三六二頁）には、益踊り唄として「ていしゆく^(茶)のるすなれば、となりあたりをよひあつめ、人こといふて大ぢやのミての大わらい、いけん^(茶)さまふさうか」という一節が伝えられている。更には大和国の話であるが、『教言卿記』応永十三年六月十三日条に「就中大和國者女、當年卅六才、十八才ヨリ更無食事、只茶ハカリ呑云々、樋口ノ道場有云々、諸人群集見之云々、院主歴覽、希代事也」と言う奇談が載っている。事の内容は別として、少なくとも庶民にとって日常生活中に飲茶の習慣は存在したのである。

また、前記の現岐阜市三輪村における代官への挽茶接待禁止からも、村落内での茶生産が推測できたのであり、領民と茶との距離感は、思った以上に近いものであったと思われる。

無論、労働の対価として茶も振る舞われたことであろう。濃尾地域では確認できなかったが、越前国丹生郡天台宗大谷寺の

「越知山年中行事」(六月)には「御百姓ノモテナシ之事、先ツ茶子三色ニテ茶」とする。また、安房国安房郡日蓮宗妙本寺の「天文十四己巳十二月十日ニ始之」とある。「妙本寺年中行事」⁽⁴³⁾にも「下女ニ茶トラスル」(正月四日)「餅コシラへ衆中・下人以下クワスル、。皆同茶袋ツクリ」(十二月二十六日)と記され、下人・下女にいたるまで寺内での飲茶や茶仕事にかかわっていたことがわかるのである。

六、むすび

等閑視されてきた中世後期濃尾地域の茶に関して、その諸相を初めて明らかにした。同地域では、とりわけ寺領内に茶園や山茶、屋敷内茶、畦畔茶園などの形態で茶栽培や製茶がなされており、幕府や守護など各領主はこれに保護を加えていた。一方、寺領外の村落内にも茶園が認められるが、漸次、取高に結ばれて年貢化の方向に進んだ。

用途としては、美濃茶は都の東福寺靈隠軒主太極や山科家、伏見宮貞成親王、甘露寺親長、そして禁裏へと、尾張茶は相国寺鹿苑院蔭涼軒主龜泉集証のもとへと贈与されていた。即ち、都をはじめとする贈答品や、特に禪宗寺院では菩提供養のよう

な仏教儀礼、そして茶屋での接待などに茶は用いられていたことがわかる。

従って、茶の恵与は基本的には「私用」であり、「公用」的な負担体系とは一線を画するものである。例えば、東福寺へは大雄寺再興の礼、山科家へは土産茶、甘露寺親長へは慰勞の茶、禁裏へは祈願所認定の礼、相国寺鹿苑院蔭涼軒主へは前任持再任の礼と言うように目的のともなう贈答であり、毎年の定量化された年貢的負担ではない。但し、「公事茶」や「懸茶」の表現があることから、貢租化していた可能性も残されるが、当該期の濃尾地域ではその徴納は看取できない。一方、茶湯田の存在や「鯉公人」「人夫」の土産茶の入手状況、算用状の記載等から濃尾茶が地域的に流通していたことがわかる。

茶園経営や製茶作業の中核となるのが寺庵であった。寺庵僧を指導者として領民たちとともに茶生産は進められたのである。そうした領民たちの茶仕事は、数え唄・小歌・盆踊り唄から聞こえてくるが、その他にも寺院の年中行事からも看取することができるのである。

また、領主も領民も在地寺院で茶を用いた菩提供養を行なっていることから、両者の心性の一致を読み取ることができるのである。以上のような、茶を切り口とする領民の、或いは領主

と領民の実相は、中世荘園制下の支配・被支配という関係とは別に広がっていた社会を映し出しているものと考ええる。

千利休によって大成されたとする茶の湯の世界は、その歴史的前提として、既に喫茶の風習が領主や領民に根付いていたからこそ、至高の芸道になり得たと言えないだろうか。

註

(1) 橋本素子氏は、地域独自に成立した茶を「地域茶」と呼ぶことを提唱し、学際的な立場からの実態究明の必要性を述べている（『中世茶園について』『年報中世史研究』三二号、二〇〇六年）。

(2) 『岐阜県史通史編中世』（第九章濃飛両国の文化）一九六九年）、米原正義『戦国武士と文芸の研究』（美濃土岐・斎藤氏の文芸）一九七六年）、宮本義己『戦国大名斎藤氏と茶の湯』（『茶湯』一五号、一九七九年）、勝俣鎮夫『戦国時代論』（『戦国時代の美濃』一九九六年）などを参照。なお、美濃茶は名産品であることから、青木秀樹氏の「近世・近代初期における美濃茶の生産と流通について——尾張藩領武儀・加茂郡の事例から——」（岐阜市歴史博物館研究紀要一四、二〇〇〇年）があるが、時代的には近世以降を中心としている。また、図録『特別展 岐阜の茶の湯』（岐阜市歴史博物館、二〇一三年）があるが、芸道としての茶道を中心とする展示内容の図録である。

(3) 織田敏定の文化的活動に関しては『愛知県史通史編3』（二〇一八年）の「第5章第一節戦国・織豊期の文芸」、真福寺・萬徳寺に関しては『同書』第4章第二節顕密勢力の展開」を参照。

(4) 文明四年十月十四日付圓海上人御房宛後土御門天皇諭旨・三月六日付衆僧御中宛齋藤妙椿書状・十一月七日付森勝三長可禁制（善恵寺文書）『岐史』一一九五四・五・八頁

(5) 『岐阜県史料編古代・中世』（九五五六頁）はこれを「勸修寺」とする。しかし、東京大学史料編纂所写真帳で確認したところ、『大日本史料』のように「勸修寺」と読める。

(6) 年未詳三月十九日付稲葉貞通宛稲葉一鉄書状（『中都留一郎氏所藏文書』『岐史』四一一一九八頁）には、「揖斐之茶も今日十九ヨリ拵之由候」とあって、揖斐茶の茶摘み・製茶が始まったのであろう。名産品としての揖斐茶の評価がうかがわれる。また、美濃の茶に関しては、『祇園社社家記録』（康永二（一三四三）年十二月一日条）に「鷹司殿、濃州茶所望之間、一袋遣了」とある（吉村亨「史料紹介中世の茶——調製と茶業——」『京都文化短期大学紀要』三号、一九八五年）。「鷹司」には、前年十一月に関白に就任した鷹司師平がいる。南北朝に都で美濃茶の需要が認められる。

(7) 永徳三年十一月日付室町幕府奉行入裏封寺領目録写（『永保寺文書』『岐史』一一一〇三一頁）

(8) 享徳三年二月二十八日付足利幕府禁制御教書（『汾陽寺文書』『岐史』一一六八頁）

(9) 『汾陽寺文書』（『岐史』一一七二八頁）

(10) 五月二十一日付汾陽寺宛齋藤左近大夫道三書状、十一月十八日付汾陽寺納所宛原安房守光隆書状、同日付汾陽寺納所宛原紀伊守光廣書状、正月十六日付汾陽寺納所宛井戸才介将元書状、五月二十七日付汾陽寺宛毛利長秀書状、正月十九日付汾陽寺納所宛安次書状、同日付汾陽寺納所禪師宛中村又五郎家信書状（何れも『汾陽寺文書』『岐史』一一六九七・七二四・五七、七三〇・二頁）

(11) 『汾陽寺文書』（『岐史』一一七〇二頁）なお、齋藤利賢については、

- 註(14)「南泉寺歳年月日未詳仁岫宗寿語録」の『岐阜県史』の人名比定を信用すれば、齋藤基廣の孫、同利安の子である。また、守護土岐頼藝とともに石山本願寺と音信を保っている齋藤石衛門尉がおり(『天文日記』天文十二年十一月十四日条)、齋藤利賢の可能性がある。
- (12)「汾陽寺文書」(『岐史』一―七二二頁)なお、長井長弘は土岐氏を支えた長井家の有力者であるが、『岐阜県史通史編中世』(二三九頁)では天文二年二月二日没とするも典拠が不明である。
- (13)康応元年六月二十七日付山科新中納言(教言)宛足利義滿御教書案(山科家古文書「岐史」四―一七二頁)
- (14)「南泉寺歳年月日未詳仁岫宗寿語録」(『岐史』二―一六八頁)なお、『岐阜県史料編二』(解説と解題)三五頁)によれば、仁岫宗寿は天文年中に寂したとする。因みに語録内の香語により、註(11)で触れた齋藤利賢は、祖父齋藤基廣の三十三回忌法要、父利安の三十三回忌法要以外にも父利安の十三回忌法要の施主となっていたことがわかる。なお、香語とは、法会説経に際して導師が香を焚いて唱える法語である。
- (15)「中世の茶屋について」(『洛北史學』一一号、二〇〇九年)その他に、丹生谷哲一「服一錢茶小考」(『立命館史學』五〇九号、一九八八年)小山京子「中世京都における庶民の茶屋」(『洛北史學』六号、二〇〇四年)家塚智子「中世茶屋考」(『立命館文學』六〇五号、二〇〇八年)など。
- (16)外村展子「二条兼良藤河の記全釈」(八九頁、一九八三年)
- (17)「山幡文書」(『岐史』補遺一三三・三五頁)
- (18)「後藤文書」(『岐史』補遺一四八頁)
- (19)確認できる例としては、天文十六年九月二十五日付上河内村五郎衛門宛瑞光院道音年貢書出(島田市川根町笹間下・岡整谷文書「戦国遺文今川氏編」第二卷一―二頁)に「右、毎年如此無。沙汰^{島田市}可^{島田市}令^{島田市}納所之、但公事茶山路ニ有^{島田市}之者也」がある。「笹間郷之内上河内村ひなたわき御年貢之事」の最後に但書で「公事茶」が捉えられている。数量的な規定はなされていないが、年貢化されているようである。註(31)の「懸茶」のように守護役の一環の茶役として把握される場合があったのかもしれない。
- (20)「天徳寺文書」(『愛資』9―五九九頁)
- (21)「曼陀羅寺文書」(『愛資』10―五八二頁)
- (22)「曼陀羅寺文書」(『愛資』10―八三五頁)
- (23)文禄四年十二月五日付長野万徳寺宛豊臣秀吉寄進状写(尾張国寺社領文書「愛資」13―四七九頁)
- (24)「万徳寺文書」(『愛資』10―四九一頁)
- (25)文和二年十月二十八日付当寺長老(滅宗宗興)宛足利義詮御教書(「妙興寺文書」『愛資』8―八三六頁)、年未詳十一月九日付(滅宗)宗興上人御房宛後光嚴天皇禱旨(「妙興寺文書」『愛資』8―八六九頁)
- (26)貞治三年六月十九日付当寺長老(滅宗宗興)宛將軍足利義詮御判御教書(「妙興寺文書」『愛資』9―一九頁)
- (27)「妙興寺文書」(『愛資』9―四六三頁)
- (28)位牌銘(宮市妙興寺)「表」前任南禅慶甫(宗誕)和尚大禪師(「裏」永正十二年乙亥二月二十八日)(『愛資』10―三四三頁)
- (29)暦応四年十月二十五日付浄泉御房(能信)宛土岐頼遠書下(「真福寺文書別一合」『愛資』8―六六七頁)、正平五年十二月十三日付能信上人宛後村上天皇禱旨(「真福寺文書別一合」『愛資』8―七四七頁)
- (30)「真福寺文書新五合」(『愛資』10―三四六頁)
- (31)橋本素子「室町時代農村における宋式喫茶文化の受容について」(『年報中世史研究』二七号、二〇〇二年)
- (32)「公方」は將軍・朝廷・戦国時代の大名を意味したり、実際に鎌倉公方と言ったりもする。同時に、「一円地の支配者として寺社本所・武家を広く「公方」と呼ぶ(『国史大辞典』)。また、特に戦国期には低斗

代の「公方年貢」が登場する。「公方年貢」は、寄進・買得地の所有権をより安定化させるために、換言すれば徳政免除のために、公的な本主権を有する者（本名主など）への新たな負担体系として成立したものと思われる（註（37）拙著）。このように戦国期には特定できない様々な「公方」が存在した。

(33) 『愛資』10—13、163頁。

(34) 津島神主（氷室勝長）陳状案（『津島神社文書』『愛資』13—17九頁）

(35) 「龍徳寺文書」〔『岐史』一—四四五・九頁〕

(36) 「立政寺文書」〔『岐史』一—一九六・七・八頁〕

(37) 註（32）の「公方年貢」と同様に、戦国期に成立した「新段銭」「新段銭」など（何れも比較的低位代である）も、買得・寄進時に本主に納入して当該地の所有権を安定化させるために生まれた負担体系と推測できる（拙著『戦国期の伝馬制度と負担体系』「第二章戦国期の負担体系」参照、二〇一九年）。

(38) 天正十一年八月十九日付安井将監（秀勝）宛織田信雄奉行人連署奉書

（『安井家文書』『愛資』12—17二頁）

(39) 「龍徳寺文書」〔『岐史』一—四四二頁〕

(40) 「龍徳寺文書」〔『岐史』一—四三七頁〕

(41) 橋本素子氏は註（31）論文で、「荘政所付帯の仏堂庵室・一般寺庵・惣堂庵室など、寺庵では茶園を保有していた」と述べる。筆者も「中世後期若越地域の茶」〔『國史學』二三三四号、二〇二二年〕で、福井県小浜市の真言宗明通寺の各坊舎において茶園が営まれていることを詳述した。

(42) 「越知神社文書」〔『福井県史』資料編5—二七二頁〕

(43) 「定善寺文書」〔『千葉県の歴史』資料編中世3—六三七・六五一頁〕